

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成31年1月22日（平成31年（行情）諮問第40号）

答申日：令和元年7月1日（令和元年度（行情）答申第98号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「飛行と安全」2017年5～6月号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は不開示とすることが妥当である。

文書1 飛行と安全 平成29年5月号（No. 728）（1枚目から3枚目を除く。）

文書2 飛行と安全 平成29年6月号（No. 729）（1枚目から3枚目を除く。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月14日付け防官文第17913号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当す

る行政文書として、「飛行と安全 2017年5月号（No. 728）」及び「飛行と安全 2017年6月号（No. 729）」を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年8月30日付け防官文第12867号により、上記2文書のそれぞれの1枚目から3枚目までについて、法9条1項の規定に基づき開示決定処分を行い、同年12月14日付け防官文第17913号により、上記2文書のそれぞれ1枚目から3枚目を除く部分（本件対象文書）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書の「飛行と安全」は、航空自衛隊航空安全管理隊（以下「航空安全管理隊」という。）が作成しており、同隊では原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び同隊が作成した表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、パソコン内のデータを記録した可搬型記憶媒体（MO）を貸与し、これを基に編集、印刷、製本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

また、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び業者に貸与した可搬型記憶媒体（MO）に保存した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、印刷業者から返却後速やかに廃棄している。

以上のとおり、航空安全管理隊では本件対象文書を冊子（紙）で管理しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分に当たっては、確実に期すために同隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、航空安全管理隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙のとおりであり、本件審査請求を受け、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち、文書1の44枚目の一部は同条3号に該当せず、開示することとするが、その他の部分については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、同条1号に該当するため不開示とする。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分につ

いては開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めており、上記3のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条1号に該当するため不開示とするものである。

- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 以上のことから、上記3の不開示とした部分の一部を開示することとすることを除き、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月18日 審議
- ④ 令和元年5月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、理由説明書において本件対象文書の電磁的記録は保有していないとした上で、原処分において不開示とされた部分のうち、文書1の44枚目の一部は、開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）は法5条1号に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

上記第3の2で諮問庁が説明する本件対象文書の作成方法を踏まえると、本件対象文書について電磁的記録は保有していないとする上記第3の2及び4(2)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、いずれも写真の一部であって特定個人の顔を判別し得る部分であることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示すべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

文書 1

不開示とした部分	不開示とした理由
2 枚目, 3 枚目, 19 枚目, 62 枚目及び63 枚目のそれぞれの一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
44 枚目の一部	自衛隊の教育及び訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。

文書 2

不開示とした部分	不開示とした理由
3 枚目, 35 枚目, 61 枚目, 62 枚目及び66 枚目のそれぞれの一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。